

動物愛護管理センター見学に係る要領

(趣旨)

1. 本要領は、徳島県動物愛護管理センター（以下、「センター」という。）内施設の見学を通じて、本県の動物愛護管理行政の現状を周知するとともに、県民の動物愛護思想の向上を図り、「助けられる命の殺処分0」に繋げるにあたり、必要な事項に関し、定めるものです。

(見学人数)

2. 見学者人数は原則 5 名から 50 名程度とします。

(申込者の要件)

3. 見学を申込み者は、申込時、満 18 歳以上の者に限ります。

(申込方法)

4. 施設見学の申込みは、必要事項が記載された動物愛護管理センター施設見学申込書（別紙様式）をセンターへ持ち込み又は郵送にて提出されることをもって行います。
ただし、申込み受付は利用の 1 ヶ月前からとします。

(申込受理)

5. センターは業務予定を勘案の上、口頭及び電話等で見学の可否を申込者に連絡します。

(申込制限)

6. 次の各号のいずれかに該当する場合は、申込みを拒否します。
 - (1) 動物の愛護及び管理に関する法律等の日本法、徳島県条例及びセンターの施策等に反する活動を行う場合。
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある場合。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある場合。
 - (4) 本施設又は設備・備品を損傷するおそれがある場合。
 - (5) 本施設の管理・運営上、支障があると認められる場合。
 - (6) その他センターが不適當であると認めた場合。

(内容)

7. 見学は、講義 30 分及び施設見学 30 分の計 1 時間を基本とします。

付則 本要領は平成 30 年 6 月 22 日から施行する。